

特許法等の一部を改正する法律案新旧対照条文（傍線部分は改正部分）

○特許法（昭和三十四年法律第二百二十一号）（第一条関係）

改 正 案

目次

- 第一章 総則（第一条—第二十八条）
第二章 特許及び特許出願（第二十九条—第四十六条）
第三章 審査（第四十七条—第六十五条）
第三章の二 出願公開（第六十五条の二・第六十五条の三）
第四章 特許権
- 第一節 特許権（第六十六条—第九十九条）
第二節 権利侵害（第一百条—第一百六条）
第三節 特許料（第一百七条—第一百十二条の三）
第五章 削除
- 第六章 審判（第二百二十二条—第二百七十条）
第七章 再審（第二百七十二条—第二百七十七条）
第八章 訴訟（第二百七十八条—第二百八十四条の二）
第九章 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例
(第二百八十四条の三—第二百八十四条の二十)
第十章 雜則（第二百八十五条—第二百九十五条の四）

現 行

目次

- 第一章 総則（第一条—第二十八条）
第二章 特許及び特許出願（第二十九条—第四十六条）
第三章 審査（第四十七条—第六十五条）
第三章の二 出願公開（第六十五条の二・第六十五条の三）
第四章 特許権
- 第一節 特許権（第六十六条—第九十九条）
第二節 権利侵害（第一百条—第一百六条）
第三節 特許料（第一百七条—第一百十二条）
第五章 削除
- 第六章 審判（第二百二十二条—第二百七十条）
第七章 再審（第二百七十二条—第二百七十七条）
第八章 訴訟（第二百七十八条—第二百八十四条の二）
第九章 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例
(第二百八十四条の三—第二百八十四条の十六)
第十章 雜則（第二百八十五条—第二百九十五条の四）

第十一章 罰則（第二百九十六条—第二百四条）

附則

（定義）

第二条（第一項及び第二項略）

3 この法律で発明について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。

一 物の発明にあつては、その物を生産し、使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの

申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為

二 方法の発明にあつては、その方法を使用する行為

三 物を生産する方法の発明にあつては、前号に掲げるもののほか、その方法により生産した物を使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの申出をする行為

（期間の延長等）

第四条 特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、第五十六条（第二百六十三条第三項において準用する場合を含む。）、第八条第一項若しくは第二項ただし書第一号、第一百二十二条第一項又は第二百七十三条第一項

第十一章 罰則（第二百九十六条—第二百四条）

附則

（定義）

第二条（第一項及び第二項略）

3 この法律で発明について「実施」とは、次に掲げる行為をいう。

一 物の発明にあつては、その物を生産し、使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しの

申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。以下同じ。）をする行為

二 方法の発明にあつては、その方法を使用する行為

三 物を生産する方法の発明にあつては、前号に掲げるもののほか、その方法により生産した物を使用し、譲渡し、貸し渡し、若しくは貸渡のために展示し又は輸入する行為

（期間の延長等）

第四条 特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、第五十六条（第二百六十三条第三項において準用する場合を含む。）、第八条第一項若しくは第二項ただし書第一号、第一百二十二条第一項又は第二百七十三条第一項

に規定する期間を延長することができる。

(第二項略)

(法人でない社団等の手続をする能力)

第六条 法人でない社団又は財團であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において次に掲げる手続をすることができる。

一 出願審査の請求をすること。

二 特許異議の申立てをすること。

三 第百二十三条规定第一項又は第一百一十五条の二第一項の審判を請求すること。

四 第百七一条第一項の規定により第一百二十三条规定第一項又は第一百二十五条规定第二第一項の審判の確定審決に対する再審を請求すること。

2 法人でない社団又は財團であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において第一百二十三条规定第一項又は第一百一十五条の二第一項の審判の確定審決に対する再審を請求されることができる。

(手続の補正)

第十七条 手続をした者は、事件が特許庁に係属している場合に限り、その補正をすることができる。ただし、次条から第十七

することができる。

(第二項略)

(法人でない社団等の手続をする能力)

第六条 法人でない社団又は財團であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において次に掲げる手続をすることができる。

一 出願審査の請求をすること。

二 特許異議の申立てをすること。

三 第百二十三条规定第一項、第一百一十五条の二第一項又は第一百八十四条の十五第一項の審判を請求すること。

四 第百七一条第一項の規定により第一百二十三条规定第一項、第一百一十五条の二第一項又は第一百八十四条の十五第一項の審判の確定審決に対する再審を請求すること。

2 法人でない社団又は財團であつて、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において第一百二十三条规定第一項、第一百一十五条の二第一項又は第一百八十四条の十五第一項の審判の確定審決に対する再審を請求されること。

(手続の補正)

第十七条 手続をした者は、事件が特許庁に係属している場合に限り、その補正をすることができる。ただし、特許出願の日(

条の五まで及び第六十四条（第一百五十九条第一項及び第三項）第一百七十四条第一項において準用する場合を含む。）並びに第一百六十三条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定により補正をすることができる場合を除き、願書に添付した明細書、図面若しくは要約書又は第一百二十六条第一項の審判若しくは第一百三十四条第二項の訂正の請求書に添付した訂正した明細書若しくは図面について補正をすることができない。

第四十一条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、同項に規定する先の出願の日、第四十三条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、最初の出願若しくはパリ条約（千九百年十二月十四日にプラッセルで、一千九百十一年六月二日にワシントンで、一千九百二十五年十一月六日にヘーネで、一千九百三十四年六月二日にロンドンで、一千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び一千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する一千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。）第四条C(4)の規定により最初の出願と認められた出願の日、第四十一条の規定により最初の出願と認められた出願の日、第四十一條第一項又は第四十三条第一項の規定による二以上の優先権の主張を伴う特許出願にあつては、当該優先権の主張の基礎とした出願の日のうち最先の日。次条及び第六十五条の二第一項において同じ。）から一年三月を経過した後出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達前、出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達があつた後、第一百二十三条第一項の審判において第一百三十四条第一項の規定により指定された期間が経過した後（同条第五項において準用する第一百六十五条の規定又は第一百五十三条第二項の規定により期間が指定された場合にあつては、当該期間が経過した後）及び第一百二十六条第一項の審判において第一百五十六条第一項の規定による通知があつた後（同条第二項の規定に

による審理の再開がされた場合にあつては、その後更に同条第一項の規定による通知があつた後)は、次条、第十七条の三及び

第六十四条(第一百五十九条第二項及び第三項(第一百七十四条第一項において準用する場合を含む。)並びに第一百六十三条第二項及び第三項において準用する場合を含む。)の規定により補正をすることができる場合を除き、願書に添付した明細書、図面若しくは要約書又は第一百二十六条第一項の審判若しくは第一百三十四条第二項の訂正の請求書に添付した訂正した明細書若しくは図面について補正をすることができない。

2 第三十六条の二第二項の外国語書面出願の出願人は、前項本文の規定にかかわらず、同条第一項の外国語書面及び外国語要約書面について補正をすることができない。

(第三項略)

4 手続の補正(手数料の納付を除く。)をするには、次条第二項(第十七条の三第四項及び第六十四条第四項(第一百五十九条第二項及び第三項(第一百七十四条第一項において準用する場合を含む。)並びに第一百六十三条第二項及び第三項において準用する場合を含む。)において準用する場合を除き、手続補正書を提出しなければならない。

(願書に添付した明細書又は図面の補正)

第十七条の二 特許出願人は、出願公告をすべき旨の決定の臘本

第十七条の二 特許出願人は、特許出願の日から一年三月を経過

の送達前においては、願書に添付した明細書又は図面について補正をすることができる。ただし、第五十条の規定による通知を受けた後は、次に掲げる場合に限り、補正をすることができる。

- 一 第五十条（第一百五十九条第二項（第一百七十四条第一項において準用する場合を含む。）及び第一百六十三条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による通知（以下この条において「拒絶理由通知」という。）を最初に受けた場合において、第五十条の規定により指定された期間内にするとき。
- 二 拒絶理由通知を受けた後更に拒絶理由通知を受けた場合において、最後に受けた拒絶理由通知に係る第五十条の規定により指定された期間内にするとき。
- 三 第一百二十一條第一項の審判を請求する場合において、その審判の請求の日から三十日以内にするとき。
- 四 第一百二十一條第一項の審判を請求する場合において、その審判の請求の日から三十日以内にするとき。
- 五 第一百二十一條第一項の審判を請求する場合において、その審判の請求の日から三十日以内にするとき。

- 21 第三十六条の二第二項の外国語書面出願の出願人が、誤訳の訂正を目的として、前項の規定により明細書又は図面について補正をするときは、その理由を記載した誤訳訂正書を提出しな

した後出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達前においては、次に掲げる場合に限り、願書に添付した明細書又は図面について補正をすることができる。

- 一 特許出願人が出願審査の請求をする場合において、その出願審査の請求と同時にすること。
- 二 第四十八条の五第二項の規定による通知を受けた場合において、その通知を受けた日から三月以内にするとき。
- 三 第五十条（第一百五十九条第二項（第一百七十四条第一項において準用する場合を含む。）及び第一百六十三条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による通知（以下この条において「拒絶理由通知」という。）を最初に受けた場合において、第五十条の規定により指定された期間内にするとき。
- 四 拒絶理由通知を受けた後更に拒絶理由通知を受けた場合において、最後に受けた拒絶理由通知に係る第五十条の規定により指定された期間内にするとき。
- 五 第一百二十一條第一項の審判を請求する場合において、その審判の請求の日から三十日以内にするとき。

ければならない。

3 | 第一項の規定により明細書又は図面について補正をするときは、誤訳訂正書を提出してする場合を除き、願書に最初に添付した明細書又は図面（第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第四項の規定により明細書及び図面とみなされた同条第二項に規定する外國語書面の翻訳文（誤訳訂正書を提出して明細書又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文又は当該補正後の明細書若しくは図面））に記載した事項の範囲内においてしなければならない。

4 | 前項に規定するもののはか、第一項第二号及び第三号に掲げる場合において特許請求の範囲についてする補正是、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一 第三十六条第五項に規定する請求項の削除

二 特許請求の範囲の減縮（第三十六条第五項の規定により請求項に記載した発明を特定するために必要な事項を限定するものであつて、その補正前の当該請求項に記載された発明とその補正後の当該請求項に記載される発明の産業上の利用分野及び解決しようとする課題が同一であるものに限る。）

三 誤記の訂正

四 明りようでない記載の証明（拒絶理由通知に係る拒絶の理

3 |

前項において準用する前条第二項に規定するもののはか、第一項第四号及び第五号に掲げる場合において特許請求の範囲についてする補正是、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一 第三十六条第五項第二号に規定する請求項の削除

二 特許請求の範囲の減縮（前号に規定する一の請求項に記載された発明（第一項第四号又は第五号の規定による補正前のものに限る。以下この号において「補正前発明」という。）と産業上の利用分野及び解決しようとする課題が同一である発明の構成に欠くことができない事項の範囲内において、その補正前発明の構成に欠くことができない事項の全部又は一部を限定するものに限る。）

三 誤記の訂正

四 明りようでない記載の証明（拒絶理由通知に係る拒絶の理

由に示す事項についてするものに限る。)

5 第百二十六条第四項の規定は、前項第一号の場合に準用する。

第十七条の三 出願公告後に拒絶をすべき旨の査定を受けた特許出願人は、第二百二十二条第一項の審判を請求するときは、その審判の請求の日から三十日以内に限り、その査定の理由に示す事項について、願書に添付した明細書又は図面について補正をすることができる。ただし、その補正是次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一 特許請求の範囲の減縮

二 誤記又は誤訳の訂正

三 明りようでない記載の訛明

2 前項の規定により明細書又は図面について補正をするときは、願書に添付した明細書又は図面(同項ただし書第二号の場合にあつては、願書に最初に添付した明細書又は図面(第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第一項の外国語書面)に記載した事項の範囲内においてしなければならない)。

由に示す事項についてするものに限る。)

41 第百二十六条第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「第一項ただし書第一号」とあるのは、「第十七条の二第三項第二号」と読み替えるものとする。

第十七条の三 出願公告後に拒絶をすべき旨の査定を受けた特許出願人は、第二百二十二条第一項の審判を請求するときは、その審判の請求の日から三十日以内に限り、その査定の理由に示す事項について、願書に添付した明細書又は図面について補正をすることができる。

2 前項の規定により明細書又は図面について補正をするときは、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。

31 前項に規定するもののほか、第一項の補正是、次に掲げる事

項を目的とするものに限る。

一 特許請求の範囲の減縮

二 調記の訂正

三 明りようでない記載の訛明

4| 第百二十六条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

3| 第百二十六条第三項の規定は、第一項の場合に準用する。
前条第二項の規定は、第一項の規定による補正であつて、誤訳の訂正を目的とするものに準用する。

(要約書の補正)

第十七条の四 特許出願人は、特許出願の日（第四十一条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、同項に規定する先の出願の日、第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、最初の出願若しくはパリ条約（千九百年十二月十四日にプラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボン及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。）第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日、第四十一条第一項、第四十三条第一項又は第四

十三条の二第一項若しくは第二項の規定による二以上の優先権の主張を伴う特許出願にあつては、当該優先権の主張の基礎とした出願の日のうち最先の日。第六十五条の二第一項において同じ。）から一年三月以内に限り、願書に添付した要約書について補正をすることができる。

（訂正に係る明細書又は図面の補正）

第十七条の五 第百二十三条第一項の審判の被請求人は、第一百三十四条第一項、同条第五項において準用する第一百六十五条又は第一百五十三条第二項の規定により指定された期間内に限り、第一百三十四条第二項の訂正の請求書に添付した訂正した明細書又は図面について補正をすることができる。

2) 第百二十六条第一項の審判の請求人は、第一百五十六条第一項の規定による通知がある前（同条第二項の規定による審理の再開がされた場合にあつては、その後更に同条第一項の規定による通知がある前）に限り、第一百二十六条第一項の審判の請求書に添付した訂正した明細書又は図面について補正をすることができる。

（特許原簿への登録）

第二十七条 次に掲げる事項は、特許庁に備える特許原簿に登録する。

（特許原簿への登録）

第二十七条 次に掲げる事項は、特許庁に備える特許原簿に登録する。

一 特許権の設定、存続期間の延長、移転、消滅、回復又は廃 分の制限

二 専用実施権又は通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

三 特許権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限
(第二項以下略)

第二十九条の二 特許出願に係る発明が当該特許出願の日前の他の特許出願又は実用新案登録出願であつて当該特許出願後に出願公告若しくは出願公開又は実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第十四条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した実用新案公報（以下「実用新案掲載公報」という。）の発行がされたものの願書に最初に添付した明細書又は図面（第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第一項の外国語書面）に記載された発明又は考案（その発明又は考案をした者が当該特許出願に係る発明の発明者と同一の者である場合におけるその発明又は考案を除く。）と同一であるときは、その発明については、前条第一項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。ただし、当該特許出願の時にその出願人と当該他の特許出願又は実用新案登録出願の出願人とが同一の者であるときは、この限りでない。

一 特許権の設定、存続期間の延長、移転、消滅又は処分の制限

二 専用実施権又は通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

三 特許権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

(第二項以下略)

第二十九条の二 特許出願に係る発明が当該特許出願の日前の他の特許出願又は実用新案登録出願であつて当該特許出願後に出願公告若しくは出願公開又は実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）第十四条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した実用新案公報（以下「実用新案掲載公報」という。）の発行がされたものの願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された発明又は考案（その発明又は考案をした者が当該特許出願に係る発明の発明者と同一の者である場合におけるその発明又は考案を除く。）と同一であるときは、その発明についてては、前条第一項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。ただし、当該特許出願の時にその出願人と当該他の特許出願又は実用新案登録出願の出願人とが同一の者であるときは、この限りでない。

特許出願の日前の他の特許出願又は実用新案登録出願が第一百八十四条の三第二項の国際特許出願又は実用新案法第四十八条の三第二項の国際実用新案登録出願（第一百八十四条の十六第四項又は同法第四十八条の十四第四項の規定により特許出願又は実用新案登録出願とみなされた国際出願を含む。）である場合における前項の規定の適用については、同項中の「出願公開又は」とあるのは「出願公開」と、「発行」とあるのは「発行又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」と、「願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された発明又は考案」とあるのは「第一百八十四条の四第一項又は実用新案法第四十八条の四第一項の国際出願日（第一百八十四条の十六第四項又は同法第四十八条の十四第四項の規定により特許出願又は実用新案登録出願とみなされた国際出願（以下この項において「みなし国際出願」という。）にあつては、第一百八十四条の十六第四項又は同法第四十八条の十四第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日。以下この項において「国際出願日」という。）における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面（第一百八十四条の四第一項又は同法第四十八条の四第一項の外国語特許出願又は外國語実用新案登録出願にあつては国際出願日における明細書、請求の範囲若しくは図面（図面の中の説明に限る。）及びこれらの書類の第一百八十四条の四第四項若しくは同法第四十八条

の四第四項の出願翻訳文又は國際出願日における図面（図面の中の説明を除く。）、みなし國際出願であつて外國語でされたものにあつては國際出願日における明細書、請求の範囲若しくは図面（図面の中の説明に限る。）及び第一百八十四条の十六第二項若しくは同法第四十八条の十四第二項の規定により提出されたこれらの書類の翻訳文又は國際出願日における図面（図面の中の説明を除く。）に記載された発明又は考案」とする。

（発明の新規性の喪失の例外）

第三十条（第一項及び第二項略）

3 特許を受ける権利を有する者が政府若しくは地方公共団体（以下「政府等」という。）が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官が指定するものに、パリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国の領域内での政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会に、又はパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国（いすれにも該当しない国）の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であつて特許庁長官が指定するものに出品することにより、第二十九条第一項各号の一に該当するに至つた発明について、その該当するに至つた日から六月以内にその者が特許出願をしたときも、第一項と同様とする。

（発明の新規性の喪失の例外）

第三十条（第一項及び第二項略）

3 特許を受ける権利を有する者が政府若しくは地方公共団体（以下「政府等」という。）が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官が指定するものに、パリ条約の同盟国の領域内での政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会に、又はパリ条約の同盟国以外の国の領域内での政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会であつて特許庁長官が指定するものに出品することにより、第二十九条第一項各号の一に該当するに至つた発明について、その該当するに至つた日から六月以内にその者が特許出願をしたときも、第一項と同様とする。

(第四項略)

(特許を受けることができない発明)

第三十二条 公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがある發明については、第二十九条の規定にかわらず、特許を受けることができない。

(第四項略)

(特許を受けることができない発明)

第三十二条 次に掲げる發明については、第二十九条の規定にかわらず、特許を受けることができない。

- 一 原子核変換の方法により製造されるべき物質の發明
- 二 公の秩序、善良の風俗又は公衆の衛生を害するおそれがある發明

(特許出願)

第三十六条 (第一項から第三項まで略)

4 前項第三号の發明の詳細な説明は、通商産業省令で定めるところにより、その發明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載しなければならない。

(特許出願)

第三十六条 (第一項から第三項まで略)

4 前項第三号の發明の詳細な説明には、その發明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易にその実施をすることができる程度に、その發明の目的、構成及び効果を記載しなければならない。

51 第三項第四号の特許請求の範囲には、請求項に区分して、各請求項ごとに特許出願人が特許を受けようとする發明を特定するためには必要と認める事項のすべてを記載しなければならない。この場合において、一の請求項に係る發明と他の請求項に係る發明とが同一である記載となることを妨げない。

5 第三項第四号の特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合す

るものでなければならない。

一 特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること。

二 特許を受けようとする発明が明確であること。

三 「請求項」との記載が簡潔であること。

四 その他通商産業省令で定めるところにより記載されていること。

るものでなければならない。

一 特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること。

二 特許を受けようとする発明の構成に欠くことができない事項のみを記載した項（以下「請求項」という。）に区分していること。

三 その他通商産業省令に定めるところにより記載されていること。

6

前項の規定は、その記載が一の請求項に係る発明と他の請求項に係る発明とが同一である特許請求の範囲の記載となることを妨げない。

（第七項略）

- 15 -

第三十六条の二 特許を受けようとする者は、前条第二項の明細書、必要な図面及び要約書に代えて、同条第三項から第六項までの規定により明細書に記載すべきものとされる事項を通商産業省令で定める外國語で記載した書面及び必要な図面でこれに含まれる説明をその外國語で記載したもの（以下「外國語書面」という。）並びに同条第七項の規定により要約書に記載すべきものとされる事項をその外國語で記載した書面（以下「外國語要約書面」という。）を願書に添付することができる。

21 前項の規定により外國語書面及び外國語要約書面を願書に添

付した特許出願（以下「外国語書面出願」という。）の出願人は、その特許出願の日から二月以内に外国語書面及び外国語要約書面の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない。

3) 前項に規定する期間内に外国語書面（図面を除く。）の同項に規定する翻訳文の提出がなかつたときは、その特許出願は、取り下げられたものとみなす。

4) 第二項に規定する外国語書面の翻訳文は前条第二項の規定により願書に添付して提出した明細書及び図面と、第二項に規定する外国語要約書面の翻訳文は前条第二項の規定により願書に添付して提出した要約書とみなす。

第三十七条 二以上の発明については、これらの発明が一の請求項に記載される発明（以下「特定発明」という。）とその特定発明に対し次に掲げる関係を有する発明であるときは、一の願書で特許出願をすることができる。

一 その特定発明と産業上の利用分野及び解決しようとする課題が同一である発明

二 その特定発明と産業上の利用分野及び請求項に記載する事項の主要部が同一である発明

三 その特定発明が物の発明である場合において、その物を生産する方法の発明、その物を使用する方法の発明、その物を

第三十七条 二以上の発明については、これらの発明が一の請求項に記載される発明（以下「特定発明」という。）とその特定発明に対し次に掲げる関係を有する発明であるときは、一の願書で特許出願をすることができる。

一 その特定発明と産業上の利用分野及び解決しようとする課題が同一である発明

二 その特定発明と産業上の利用分野及び構成に欠くことができない事項の主要部が同一である発明

三 その特定発明が物の発明である場合において、その物を生産する方法の発明、その物を使用する方法の発明、その物を

取り扱う方法の発明、その物を生産する機械、器具、装置その他の物の発明、その物の特定の性質を専ら利用する物の発明又はその物を取り扱う物の発明

四 その特定発明が方法の発明である場合において、その方法の発明の実施に直接使用する機械、器具、装置その他の物の発明

五 その他政令で定める関係を有する発明

(先願)

第三十九条 (第一項から第四項まで略)

5 特許出願又は実用新案登録出願が取り下げられ、又は無効にされたときは、その特許出願又は実用新案登録出願は、第一項から前項までの規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。

(第六項以下略)

(出願公告決定後の補正が不適法な場合の効果)

第四十条 願書に添付した明細書又は図面について出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達後にした補正が第十七条の三第一項ただし書若しくは第三項又は第六十四条第一項ただし書若しくは第三項(第一百五十九条第二項及び第三項(第一百七十四条第一項において準用する場合を含む。)並びに第一百六十三条第二項

取り扱う方法の発明、その物を生産する機械、器具、装置その他の物の発明、その物の特定の性質を専ら利用する物の発明又はその物を取り扱う物の発明

四 その特定発明が方法の発明である場合において、その方法の発明の実施に直接使用する機械、器具、装置その他の物の発明

五 その他政令で定める関係を有する発明

(先願)

第三十九条 (第一項から第四項まで略)

5 特許出願又は実用新案登録出願が取り下げられ、又は無効にされたときは、その特許出願又は実用新案登録出願は、前四項の規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。

(第六項以下略)

(出願公告決定後の補正が不適法な場合の効果)

第四十条 願書に添付した明細書又は図面について出願公告をすべき旨の決定の謄本の送達後にした補正が第十七条の三第一項ただし書若しくは第三項又は第六十四条第一項ただし書若しくは第三項(第一百五十九条第二項及び第三項(第一百七十四条第一項において準用する場合を含む。)並びに第一百六十三条第二項

十九条第二項及び第三項(第一百七十四条第一項において準用する場合を含む。)並びに第一百六十三条第二項及び第三項にお

及び第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反しているものと特許権の設定の登録があつた後に認められたときは、その補正がされなかつた特許出願について特許がされたものとみなす。

(特許出願等に基づく優先権主張)

第四十一条 特許を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その特許出願に係る発明について、その者が特許又は実用新案登録を受ける権利を有する特許出願又は実用新案登録出願であつて先にされたもの(以下「先の出願」という。)の願書に最初に添付した明細書又は図面(先の出願が外国語書面出願である場合にあつては、外国語書面)に記載された発明に基づいて優先権を主張することができる。

一 その特許出願が先の出願の日から一年以内にされたものでない場合

二 先の出願が第四十四条第一項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願若しくは第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る特許出願又は実用新案法第十一条第一項において準用するこの法律第四十四条第一項の規定による実用新案登録出願の分割に係る新たな実用新案登録出願若しくは実用新案法第十条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る実用新案登録出願である場合

て準用する場合を含む。)の規定に違反しているものと特許権の設定の登録があつた後に認められたときは、その補正がされなかつた特許出願について特許がされたものとみなす。

(特許出願等に基づく優先権主張)

第四十一条 特許を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その特許出願に係る発明について、その者が特許又は実用新案登録を受ける権利を有する特許出願又は実用新案登録出願であつて先にされたもの(以下「先の出願」という。)の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された発明に基づいて優先権を主張することができる。

一 その特許出願が先の出願の日から一年以内にされたものでない場合

二 先の出願が第四十四条第一項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願若しくは第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る特許出願又は実用新案法第十一条第一項において準用するこの法律第四十四条第一項の規定による実用新案登録出願の分割に係る新たな実用新案登録出願若しくは実用新案法第十条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る実用新案登録出願である場合

て準用する場合を含む。) 及び第六十五条の三第四項(第一百八十四条の十第二項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。) 及び第一百二十六条第四項(第十七条の二第五項及び第一百三十四条第五項において準用する場合を含む。)、同法第七条第三項及び第十七条並びに意匠法(昭和三十一年法律第一百一十五号)第二十六条、第三十一条第二項及び十二条第二項の規定の適用については、当該特許出願は、当該の出願の時にされたものとみなす。

3 第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願の願書に最初に添付した明細書又は図面(外国語書面出願にあっては、外国语書面)に記載された発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面(当該先の出願が外国語書面出願である場合にあっては、外国语書面)に記載された発明(当該先の出願が同項若しくは实用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張又は第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第一項若しくは第二項(同法第十二条第一項において準用する場合を含む。)の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張とされた出願に係る出願の際の書類(明細書又は図面に相当するものに限る。)に記載された発明を除く。)については、当該特許出願の主権の基礎とされた出願に係る出願の際の書類(明細書又は図面に相当するものに限る。)に記載された発明を除く。)については、当該特許出願について出願公開又は出願公開がされた時に当該先の出願について出願公開又は実用新案掲載公報の発行がされたものとみなして、第二十九条の二第一項本文又は同法第三条の二第一項本文の規定を適用する。この場合において、当該先の出願がされた時に当該先の出願について出願公開又は実用新案掲載公報がされた時に当該先の出願について出願公開又は実用新案掲載公

第三項、同法第七条第三項及び第十七条並びに意匠法(昭和三十四年法律第一百二十五号)第二十六条、第三十一条第二項及び第三十二条第二項の規定の適用については、当該特許出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。

3 第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書又は図面に記載された発明(当該先の出願が同項若しくは实用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張又はパリ条約第四条D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張の基礎とされた出願に係る出願の際の書類(明細書又は図面に相当するものに限る。)に記載された発明を除く。)については、当該特許出願について出願公開又は出願公開がされた時に当該先の出願について出願公開又は実用新案掲載公報の発行がされたものとみなして、第二十九条の二第一項本文又は同法第三条の二第一項本文の規定を適用する。この場合において、当該先の出願が

報の発行がされたものとみなして、第二十九条の二本文又は同法第三条の二本文の規定を適用する。

二項の国際実用新案登録出願（第一百八十四条の十六第四項又は同法第四十八条の十四第四項の規定により特許出願又は実用新案登録出願とみなされた国際出願を含む。）であるときは、第二十九条の二第二項中「図面（第一百八十四条の四第一項又は同法第四十八条の四第一項の外国語特許出願又は外国語実用新案登録出願にあつては国際出願日における明細書、請求の範囲若しくは図面（図面の中の説明に限る。）及びこれらの書類の第一百八十四条の四第四項若しくは同法第四十八条の四第四項の出願翻訳文又は国際出願日における図面（図面の中の説明を除く。）、みなし国際出願であつて外国語でされたものにあつては国際出願日における明細書、請求の範囲若しくは図面（図面の中の説明に限る。）及び第一百八十四条の十六第二項若しくは同法第四十八条の十四第二項の規定により提出されたこれらの書類の翻訳文又は国際出願日における図面（図面の中の説明を除く。）」とあり、及び同法第三条の二第二項中「図面（第四十八条の四第一項又は同法第一百八十四条の四第一項の外国語実用新案登録出願又は外國語特許出願にあつては国際出願日における明細書、請求の範囲若しくは図面（図面の中の説明に限る。）及びこれらの書類の第四十八条の四第四項の出願翻訳文又は国際出願日における図面（図面の中の説明を除く。）、みなし国際出願であつて外国語でされたものにあつては国際出願日における明細書、請求の

範囲若しくは図面（図面の中の説明に限る。）及び第四十八条の十四第二項若しくは同法第二百八十四条の十六第二項の規定により提出されたこれらの種類の翻訳文又は国際出願日における図面（図面の中の説明を除く。）」とあるのは、「図面」とする。

（第四項略）

（パリ条約による優先権主張の手続）

第四十三条（第一項略）

2 前項の規定による優先権の主張をした者は、最初に出願をし、若しくはパリ条約第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願をし、若しくは同条A(2)の規定により最初に出願をしたものと認められたパリ条約の同盟国の認証がある出願の年月日を記載した書面、発明の明細書及び図面の謄本又はこれらと同様な内容を有する公報若しくは証明書であつてその同盟国が発行したものを次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月以内に特許庁長官に提出しなければならない。

一 当該最初の出願若しくはパリ条約第四条C(4)の規定により当該最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により当該最初の出願と認められた出願の日

二 その特許出願が第四十一条第一項の規定による優先権の主張を伴う場合における当該優先権の主張の基礎とした出願の

（第四項略）

（パリ条約による優先権主張の手続）

第四十三条（第一項略）

2 前項の規定による優先権の主張をした者は、最初に出願をし、若しくはパリ条約第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願をし、若しくは同条A(2)の規定により最初に出願をしたものと認められたパリ条約の同盟国の認証がある出願の年月日を記載した書面、発明の明細書及び図面の謄本又はこれらと同様な内容を有する公報若しくは証明書であつてその同盟国が発行したものを次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月以内に特許庁長官に提出しなければならない。

一 当該最初の出願若しくはパリ条約第四条C(4)の規定により当該最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により当該最初の出願と認められた出願の日

二 その特許出願が第四十一条第一項の規定による優先権の主張を伴う場合における当該優先権の主張の基礎とした出願の

日

三 その特許出願が前項又は次条第一項若しくは第二項の規定による他の優先権の主張を伴う場合における当該優先権の主張の基礎とした出願の日

(第三項以下略)

(パリ条約の例による優先権主張)

第四十三条の二 次の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる国においてした出願に基づく優先権は、パリ条約第四条の規定の例により、特許出願について、これを主張することができる。

日本国民又はパリ条約の同盟国の国民(パリ条約第三条の規定により同盟国の国民とみなされる者を含む。次項において同じ。)	世界貿易機関の加盟国
世界貿易機関の加盟国の国民(世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書)C第一条3に規定する加盟国の国民をいう。次項において同じ。)	パリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国

日

三 その特許出願が前項の規定による他の優先権の主張を伴う場合における当該優先権の主張の基礎とした出願の日

(第三項以下略)